



ひと 暮らし みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://www.miyarou.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成22年12月17日

宮城労働局雇用均等室

室長 原田 俊男

室長補佐 佐藤 央子

電話 022-299-8844

アイリスオーヤマ株式会社を「子育てサポート企業」に認定

宮城労働局(局長 小山浩一)では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「子育てサポート企業」として、アイリスオーヤマ株式会社を認定し、下記により認定通知書を交付いたします。

記

- 1 日時：平成22年12月21日(火)16時～ (写真撮影可)
- 2 場所：宮城労働局 局長室
(〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 7階)

3 認定企業について

アイリスオーヤマ株式会社

(企業の概要)

代表者職氏名：代表取締役 大山 健太郎

所在地：角田市小坂上小坂1番

業種：生活関連用品の企画・製造・販売

労働者数：2,398人(うち男性1,348人、女性1,050人)

(行動計画)

- ・計画期間 平成20年4月1日～平成22年11月15日
- ・主な内容

効率的な仕事、付加価値の高い仕事への改善で総労働時間を短縮する。

年次有給休暇の取得率の向上を図る。

子供を持つ社員が働きやすい職場環境を作る()。

同社の男性従業員1名が6か月間の育児休業を取得予定であり、現在休業に入っています。

(参考1) 一般事業主行動計画について(義務化まであと105日)

急速な少子化の進行が我が国の社会経済全体に深刻な影響を与えることから、次世代法が平成15年に制定されました。同法により、国、地方公共団体とともに、企業も一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定して社会全体で子育てサポートに取り組むこととなっています。

企業規模301人以上については行動計画策定・届出が既に義務付けられており、企業規模101人以上300人以下の企業については、平成23年4月1日から義務付けられ、同時に、行動計画の公表及び従業員への周知も義務付けられます。

宮城労働局では、未届け企業への一斉文書勧奨、個別訪問、関係団体への協力依頼、ホームページでの周知、委託団体との協力による受付・相談会の開催等により企業の早期取組を促しています。

宮城県と全国の行動計画策定届届出率等 (平成22年11月末現在)

県名	労働者101人以上300人以下の企業数(企業)	届出数(企業)	届出率(%)
宮城県	613	92	15.0
全国	36,205	4,547	12.6

宮城労働基準協会 行動計画策定届受付・相談会 開催

日時 平成23年2月8日(火)、16日(水) 13:30~

場所 宮城労働基準協会会議室

(仙台市青葉区一番町2-5-22穴吹第19仙台ビル)

(参考2) 「子育てサポート企業」の認定について

策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たした事業主は、労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク(通称「くるみんマーク」)を広告、商品等につけることができ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着などが期待できます。

なお、今回の認定により県内の認定企業は、9社となります。

